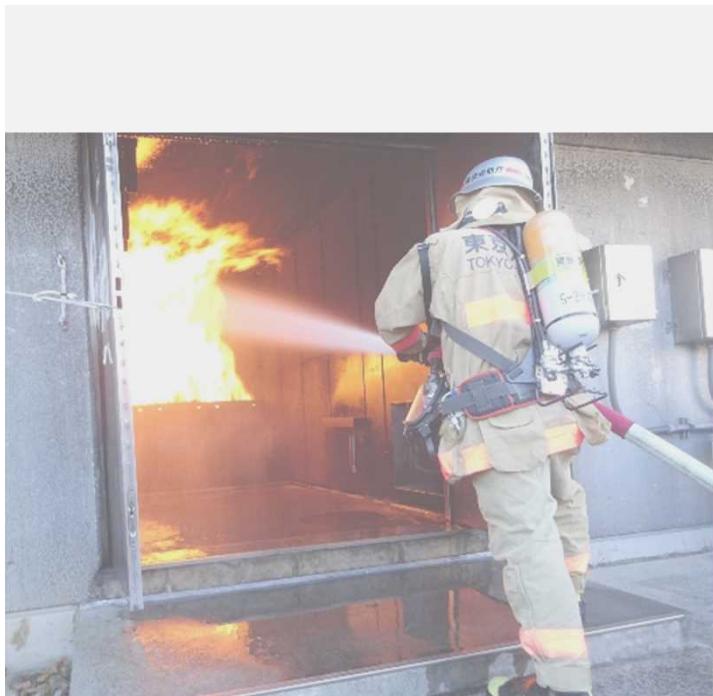




TOKYO FIRE DEPT.
INNOVATION
PROJECT →

共同研究開発型（無償） 応募要領



2026年2月

東京消防庁



TOKYO FIRE DEPT. → INNOVATION PROJECT

東京消防庁では、消防業務における様々な課題を効果的に解決するためには、民間企業、大学及び公的機関等（以下「民間企業等」という）が保有する技術、情報の力を活かすことが必要であると考えています。

「東京消防庁 INNOVATION PROJECT」は、当庁の行政課題の解決に資する可能性がある先端技術等の導入検討を行うにあたり、関連する先端技術等の研究開発、情報収集にご協力いただける民間企業等を広く募集するものです。

東京消防庁 INNOVATION PROJECT



「共同研究開発型（無償）」とは、当庁と共通の領域の研究を進める民間企業等が行う研究開発に対して、当庁の知見、人員、施設、資器材（以下「知見等」という。）を提供することで、民間企業等と共同で研究開発を進め、これにより得られた成果をもって、当庁の課題を解決することを目的としています。

なお、当庁からの研究開発資金の提供はありません。

応募要件

次の留意事項を承諾している民間企業等を対象とします。

- 1 企画提案書の審査を行い、民間企業等を選定します。審査結果によっては不採択となる場合があります。
- 2 本公募における採択は、関連する技術等の当庁への導入を約束するものではありません。
- 3 研究開発の実施及び本応募に係る費用は、原則として貴社の負担としてください。ただし、研究開発に参加する東京消防庁職員の人事費等の諸費用は、東京消防庁が負担するものとします。
- 4 応募及び本研究開発により当庁から知り得た情報に、一般に公開されていない情報等が含まれる場合は、関係法令に基づき、厳密かつ適正に取り扱ってください。

<単独の民間企業等で応募する場合>

単独の民間企業等で応募する場合は、その民間企業等が「代表申請者」として応募をしてください。

<複数の民間企業等が共同で応募する場合>

複数の民間企業等が共同（共同体）で応募する場合は、その共同体の代表となる民間企業等が「代表申請者」として応募してください。共同体を構成する「代表申請者」以外の民間企業等は「共同研究者」となります。

（代表申請者の要件）

共同体で応募される場合、代表申請者はアからウまでの要件を満たすことが必要です。

- ア 共同体を代表して、企画提案書を提出すること
- イ 共同研究する中核として運営・管理する責任を負うこと
- ウ 代表申請者は、採択決定後、当庁ならびに当該構成企業等と研究の実施に係る契約を締結すること

応募から採択までの流れ

1

応募

公募テーマに関する研究開発に協力いただける民間企業等は、企画提案書受付期間中に東京消防庁電子申請サービス内の「東京消防庁公募応募フォーム」に必要事項を記入の上、企画提案書（任意様式、別紙 作成要領参照）を添付し登録してください。

質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。東京消防庁公式ウェブサイトに質問の回答を掲載します。

2

企画提案書の審査・協力企業の選定

1 選定方法

企画提案書の内容について、「審査項目及び審査の観点」に基づく審査の上、協力民間企業等を選定します。審査は当庁職員で構成される会議で行います。審査に際し、詳細確認のためにヒアリングを行う場合があります。

2 審査対象から除外するもの

- ① 公募テーマと企画提案書の内容が結びつかないもの
- ② 「東京都暴力団排除条例」に暴力団関係者、社会通念上適切でないと判断されるもの
- ③ 政治活動、宗教活動を目的とするもの
- ④ 公序良俗に反するもの
- ⑤ その他、当庁が審査対象から除外すべき事由があると判断されるもの

3

協力企業の採択結果の公表

ご応募いただいた民間企業等に対し、審査結果（採択又は不採択）を個別に通知します。また、東京消防庁公式ホームページ上に採択された協力民間企業等及び研究テーマ名を公表します。

4

契約締結・実施計画書の提出

1 契約の締結

審査の結果、協力企業に選定された民間企業等（複数の民間企業等による共同研究の場合、代表申請者）と当庁の間で契約書を作成し契約を締結します。

2 実施計画書の提出

採択後に当庁と研究内容を協議し、実施計画書をご提出いただきます。

審査項目及び審査の観点

1 公募テーマとの整合性

- ・公募テーマに沿ったものか
- ・当庁の課題解決に繋がるか

2 研究開発の成果物

- ・成果物は何か
- ・研究開発ステージは、どの段階か

3 研究開発の 実現可能性

- ・研究方法・スケジュール・実施体制は、適切か
- ・研究開発に必要な技術力や研究開発環境を有するか

4 当庁との 共同研究理由

- ・当庁に求める役割は何か
- ・当庁と民間企業等との研究・検証に係る業務の量や負担の割合は適切か

5 成果物の有用性

- ・成果物が社会に有用なものとなるか

6 その他考慮すべき事項

- ・その他研究開発を行う上で有効と考えられる事項はあるか

共同研究開発における「ステージ」について

当庁が行う共同研究開発では、開発課題の技術の成熟度を客観的に評価するため、以下の表を用いています。技術開発・実証が進むにつれ、ステージが上がるよう構成しており、技術の成熟度を客観的に把握できる仕組みとなっています。

ステージ		内容
1	現象の発見	背景となるデータの統計・分析による課題の抽出
2	原理・現象の定式化	想定される解決策の妥当性についての調査分析
3	技術コンセプト・要素技術の確立	解決策を実現するために必要なデータの取得・解析
4	要素技術を応用了した個別技術の基盤構築	解決策を構成する基本部材・制御プログラム等の作成
5	個別技術を応用了したシステム・機器の開発	基本部材・制御プログラム等が、想定される入力に対して必要な出力が得られることが確認
6	システム・機器の試験	部材・制御プログラム等を接続したシステムにおいて必要なパフォーマンスが得られることが確認
7	システム・機器の実地検証	システム全体のパフォーマンス検証・システムの実動を想定した場合の安全対策、フェイルセーフ等の確認
8	試験生産 (一部 社会実装)	モデルユーザーや有識者による検証、実装方法、地域特性に応じた調整方法等の検証

注意事項

- 1 審査の経過等についての問合せには応じられません。
- 2 提出された書類は、審査の結果に関わらず返却しませんので、ご了承ください。ただし、提出書類に不備があった場合に限り、返却させていただきます。必要に応じて当庁から追加資料の提出及び説明を求めることがあります。
- 3 本公募への応募に際し、提出された書類、電子データ等の情報は審査にのみ使用します。提供いただいた個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき、適正に取り扱います。
- 4 記載要領も含め書類に不備がある場合、採択審査での評価点が下がることがあるためご注意ください。
- 5 応募要領に示す応募方法・受付期間によらず応募されたものは、審査対象外となりますので、ご注意ください。
- 6 契約締結後に、当該契約内容に違反した場合、不正又は不当な行為があった場合は、研究を中止することがあります。
- 7 研究期間終了時に、研究成果についての報告書を当庁に提出していただきます。また、当庁が必要と認めた場合（研究期間が1年を超える場合等）、進捗状況の中間報告書を提出して頂きます。
- 8 本研究において提案されたものに係る知的財産権等の権利は、原則として、応募する民間企業等に帰属するものとします。詳細は、当庁と民間企業等の間で、契約書作成時に協議し取り決めることとします。

リンク一覧

- 東京消防庁公式ウェブサイト（公募ページ）

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/inf/koubo/index.html>

- 応募フォーム（東京消防庁電子申請サービス）

<https://ttzk.graffer.jp/tfd-metro-tokyo/smart-apply/apply-procedure-alias/tfd-innovation-project-2026>

●問合せ先

東京消防庁 安全推進部安全技術課 技術検証係

電 話：03-3466-1515（代表電話）

メールアドレス：gijyutuka1@tfd.metro.tokyo.jp

企画提案書の作成要領

企画提案書は、東京消防庁（以下「当庁」という。）に提案する研究内容の詳細を記載するものです。当庁は企画提案書を用いて民間企業等の選定を行います。

I 書類作成のルール

- 1 企画提案書に、IIの内容を記載し、10枚以内で提出してください。様式は任意（別記 記載例参照）とし PDF形式（10MB以内）で提出してください。
- 2 日本語で作成してください。
- 3 撮影した製品等の映像（MP4形式）を送付する場合は、事務局にお問い合わせください。
- 4 表紙には、当庁が提示した公募テーマの種類、提案する研究タイトル、提出年月日、応募社名、住所、代表者氏名（契約締結権限のある者の氏名）を記載してください。
- 5 質問がある場合は、質問受付期間中に、問合せ先のメールアドレスまで連絡してください。東京消防庁公式ウェブサイトに質問の回答を掲載します。

II 記載内容

企画提案書には次の項目を明記してください。

- 1 研究の目的
公募テーマに沿った研究の目的を記載してください。なお、公募テーマの詳細を確認し、当庁の課題解決に繋がる内容としてください。
- 2 研究の成果物
本研究の成果物、成果物の研究開発ステージ（例：ステージ●）
- 3 研究方法及び技術上の優位性等
 - (1) 具体的な研究方法
研究の方法、研究の期間・スケジュール、実施体制（責任者、責任者の経歴、スキル）等を、記載してください。
 - (2) 技術上の優位性等
応募する民間企業等の有する技術力、研究開発環境及び試作品等、優位性があるものを記載してください。
- 4 当庁に求める役割
当庁に求める役割（消防に関する知見の提供、当庁の有する施設・装備の利用、当庁職員による実証等）を具体的に記載してください。

5 成果物の活用方法

成果物の活用方法（試作品の製作及び改良、製品開発、学会発表等）を記載してください。

6 その他

その他研究開発を行う上で有効と考えられることがある場合は、本項目に記載してください。

7 事務担当者

氏名、役職、電話番号、メールアドレスを記載してください。

別記（記載例）

令和●年●月●日

東京消防庁
消防総監 殿

「 (当庁が提示した公募テーマの種類を記入してください) 」

企画提案書

「 (提案する研究タイトルを記入してください) 」

住 所 ●●●

応募社名 ●●●

代 表 者 ●● ●●
(契約締結権限のある者の氏名)

「提案企業が考案した研究タイトル」

1 研究の目的

●●●

2 研究の成果物

●●●

3 研究方法及び技術上の優位性等

(1) 具体的な研究方法(研究の方法、研究の期間・スケジュール、実施体制等)

●●●

(2) 技術上の優位性等

(応募する民間企業等の有する技術力や研究開発環境、試作品等)

●●●

4 当庁に求める役割

●●●

5 成果物の活用方法

●●●

6 その他

●●●

7 事務担当者（氏名、役職、電話番号、メールアドレス等）

●●●